

新型コロナウイルス関連情報（「非常事態宣言」：コスタ首相による会見）（3月19日）

● 19日よりポルトガル全土に対し発動された「非常事態宣言」を受け、本日、コスタ首相が具体的措置に関し、記者会見で発言した主な内容は以下のとおりです。

1 移動の制限

基本的には、自宅待機なるも、3つのカテゴリーごとに移動制限が設定。公共交通機関は減便されるが、乗客との間を一定距離を保った上で運行する。外出に際し、事前の許可等は不要。

- (1) **COVID-19 感染者、又は保健当局の指示により入院中、もしくは自宅等での強制隔離や当局の監視下にある者**：外出不可。違反の場合、不服従罪の対象となる。
- (2) **高リスク層（70歳以上、もしくは移動に介護が必要な者）**：真に必要な場合（例：郵便局・銀行・保健センター等への立ち寄り、自宅近くでの最小限の運動、ペットの散歩等）を除いては自宅待機が課される。
- (3) **一般市民**：必要な場合（通勤、家族への支援、ペットの散歩）を除き、基本的に自宅待機が必要。

2 行政機関

全ての公務員がテレワークを基本とする。行政サービスについてはまず電話やオンラインでのコミュニケーションを模索する。対面対応は事前の電話予約を通じ、必要なものだけに限る。市民行政サービス拠点は閉鎖とする。

3 経済活動について

- (1) 顧客と対面で接触する商業施設は営業を停止する。ただし、例外として、パン屋、スーパー、薬局、ガソリンスタンド、キオスク、銀行等、生活必需品を販売する施設を除く。
- (2) レストラン、カフェ等の飲食店は、店内での対面営業は停止する。テイクアウト、宅配の業態でのみ営業継続可。
- (3) 企業活動を継続する企業は、次の3つの規則を遵守する必要がある。
 - ア 人と人との距離をとり、可能な限り直接の接触を避ける
 - イ 清掃、消毒、労働者へのマスク配布等の衛生対策を講じる
 - ウ 労働者の感染防止に努める

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ（日本語）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp